平成２３年（フ）第７１号
群馬県高崎市上並榎町728番地
債務者　清水　健一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７０号
埼玉県東松山市大字下青鳥789番地
債務者　伊藤　　睦
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７２号
埼玉県熊谷市上之950番地４
債務者　堀越　孝之（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3480番地43
債務者　三津島芳秋
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３号
千葉県銚子市犬若11288番地　ヤングハイツ201号室
債務者　土井　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
相模原市南区新戸2112番地１
債務者　小竹　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５号
新潟県三条市条南町15番22号
債務者　大橋弦一郎
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３９号
和歌山県日高郡印南町大字印南3160番地
債務者　木下　佳弘
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１８号
山口県宇部市大字西岐波4843番地14
債務者　柴田　英子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道空知郡南幌町西町６丁目８番10号
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２３号
北海道岩見沢市東町１条１丁目41番地16
債務者　三浦　　要
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２９０号
名古屋市瑞穂区石田町１丁目51番地の11
債務者　田口　茂雄
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０１号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間19番地184
債務者　井上　千尋
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０４号
愛知県一宮市三ツ井５丁目７番26号　コスモスハイツ103号
債務者　畑田　美加
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７９号
愛知県一宮市泉２丁目10番21号
債務者　久米　孝子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２３号
長崎県大村市桜馬場２丁目567番地田中アパートＡ―３、前住所長崎県大村市松原１丁目555番地１
債務者　松尾　輝次
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
長崎県大村市木場２丁目333番地３、前住所長崎県大村市須田ノ木町686番地２
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷2631番地、前住所長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷354番地３
債務者　原田　法子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係